様式第６号（第２面）　　（日本産業規格A列４）

記載要領

１　※印欄には、記載しないで下さい。

２　許可を申請するときは、表題中及び表面下方の「許可有効期間更新」の文字並びに表面下方の「第17条第２項」の文字を抹消して下さい。この場合には、９欄及び10欄には記載しないで下さい。

３　許可の有効期間の更新を申請するときは、表題中及び表面下方の「許可」の文字並びに表面下方の「第12条第１項」の文字を抹消して下さい。この場合には、11欄には記載しないで下さい。

４　許可の有効期間の更新を申請するときは、３欄には記載しないで下さい。

５　表面下方の申請者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載して下さい。

６　港湾労働法施行規則第11条第５項又は第16条第５項の規定により添付書類を省略するときは、備考欄にその旨を記載して下さい。

７　港湾労働法施行規則第11条第６項の規定により添付書類を省略するときは、備考欄にその旨並びに選任する派遣元責任者が現在派遣元責任者として選任されている事業所の名称及び許可番号並びに当該事業所の派遣元責任者として選任された年月日を記載して下さい。

８　「６港湾ごとの派遣事業対象業務の種類」の欄には、労働者派遣により港湾労働者派遣事業の派遣労働者に従事させる港湾運送の業務の種類を、「船内作業」、「はしけ作業」、「沿岸作業」、「いかだ作業」、「船舶貨物整備作業」、「倉庫作業」及び「港湾荷役作業」の区分に従つて、港湾ごとに記載して下さい。

船　内　作　業：港湾運送事業法第２条第１項第２号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第２条第３号及び第４号に掲げる行為（港湾運送事業法第２条第１項第２号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）

はしけ作業：港湾運送事業法第２条第１項第３号に掲げる行為

沿　岸　作　業：港湾運送事業法第２条第１項第４号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第２条第３号及び第４号に掲げる行為（港湾運送事業法第２条第１項第４号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）

いかだ作業：港湾運送事業法第２条第１項第５号に掲げる行為

船舶貨物整備作業：港湾労働法施行令第２条第１号及び第２号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する同令第２条第３号及び第４号に掲げる行為（同令第２条第１号及び第２号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）

倉　庫　作　業：港湾労働法施行令第２条第３号及び第４号に掲げる行為（倉庫業法第２条第２項に規定する倉庫業のうち港湾労働法施行令第２条第３号に規定する港湾倉庫に係るものを営む者が行うものに限る。）

港湾荷役作業：船内作業及び沿岸作業

９　「７自らが営んでいる港湾運送事業の種類」の欄には、自らが営んでいる港湾運送事業の種類を、「船内荷役事業」、「はしけ運送事業」、「沿岸荷役事業」、「いかだ運送事業」、「船舶貨物整備事業」、「倉庫荷役事業」及び「港湾荷役事業」の区分に従つて、港湾ごとに記載して下さい。

船内荷役事業：船内作業を行う事業

はしけ運送事業：はしけ作業を行う事業

沿岸荷役事業：沿岸作業を行う事業

いかだ運送事業：いかだ作業を行う事業

船舶貨物整備事業：船舶貨物整備作業を行う事業

倉庫荷役事業：倉庫作業を行う事業

港湾荷役事業：港湾荷役作業を行う事業

10　８欄には、申請者（申請者が未成年の場合、その法定代理人）、役員（法人の場合のみ。役員が未成年者である場合、当該役員の法定代理人）及び第36条の規定により選任する派遣元責任者がそれぞれ精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には、該当するものの番号を全て○で囲み、並びに該当する全ての者の氏名を記載すること。また、該当する全ての者についてそれぞれの精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

11　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付して下さい。